

当院は厚生労働大臣の定める施設基準について以下の届出をおこなっています。

(その1)

(令和7年10月1日時点)

## 【施設基準】

### ●回復期リハビリテーション病棟入院料1【2階病棟 40床】

入院患者13人に対して1人以上の看護職員および30人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。各病棟の看護職員の配置は以下の通りです。

◇2階病棟(40床)1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

朝9時～夕方5時まで、看護職員1人あたり患者受け持ち数は6人以内です。(日祝日は10人以内)

夕方5時～朝9時まで、看護職員1人あたり患者受け持ちは20人以内です。当病院に勤務している看護職員の70%以上が(正)看護師です。1日平均120分以上のリハビリテーションを提供しています。

専従の理学療法士3名以上・作業療法士2名以上・言語聴覚士1名以上・社会福祉士1名以上、専任の常勤医師1名以上・管理栄養士1名以上を配置しています。

### ●回復期リハビリテーション病棟入院料1【3階病棟 40床】

入院患者13人に対して1人以上の看護職員および30人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。各病棟の看護職員の配置は以下の通りです。

◇3階病棟(40床)1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

朝9時～夕方5時まで、看護職員1人あたり患者受け持ち数は6人以内です。(日祝日は10人以内)

夕方5時～朝9時まで、看護職員1人あたり患者受け持ちは20人以内です。当病院に勤務している看護職員の70%以上が(正)看護師です。1日平均120分以上のリハビリテーションを提供しています。

専従の理学療法士3名以上・作業療法士2名以上・言語聴覚士1名以上・社会福祉士1名以上、専任の常勤医師1名以上・管理栄養士1名以上を配置しています。

### ●回復期リハビリテーション病棟入院料1【4階病棟 40床】

入院患者13人に対して1人以上の看護職員および30人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。各病棟の看護職員の配置は以下の通りです。

◇4階病棟(40床)1日に5人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

朝9時～夕方5時まで、看護職員1人あたり患者受け持ち数は6人以内です。(日祝日は10人以内)

夕方5時～朝9時まで、看護職員1人あたり患者受け持ちは20人以内です。当病院に勤務している看護職員の70%以上が(正)看護師です。1日平均120分以上のリハビリテーションを提供しています。

専従の理学療法士3名以上・作業療法士2名以上・言語聴覚士1名以上・社会福祉士1名以上、専任の常勤医師1名以上・管理栄養士1名以上を配置しています。

また、全病棟におきまして、院内感染防止対策、医療安全管理対策、褥瘡予防対策、栄養管理体制に係る体制を整備しています。